

雇用就農に向けた支援(農の雇用事業)

- 青年の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ行う新規就業者に実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修や多様な人材の確保等を支援。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援。

雇用就農者への職場内研修を支援

○雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援
(年間最大120万円、最長2年間、
多様な人材※¹の確保加算 +30万円/年)



<農業法人等の主な要件>

- 1 正社員として雇用すること(期間の定めのない雇用契約)
- 2 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 3 原則として、経営者等が雇用就農者の育成強化に資するセミナー等を受講すること
- 4 新規採択者数について、従業員数に応じた上限の範囲内であること(従業員数10人未満は上限なし、10~19人は2人、20人以上は1人まで。継続雇用しない場合(独立希望者)は上限なし。)
- 5 独立希望者について、予定を変更して研修終了後も引き続き雇用する場合は、助成金を返還すること
- 6 **働きやすい職場環境整備※²に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと**

<雇用就農者に関する主な要件>

- 1 原則**49歳以下**の者であること
- 2 農業就業経験が原則5年以内であり、研修修了後も就農を継続する強い意欲を有する者であること(研修終了直後に独立を希望する者も可とする)
- 3 過去に本事業の対象となっていないこと
- 4 過去に農業次世代人材投資事業(青年就農給付金を含む)の準備型で同様の研修を受けていないこと
- 5 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること

農業法人の設立に向けた研修を支援

○新法人設立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援
(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円 1~2年目 多様な人材※¹の確保加算 +30万円/年)



※ 第三者への経営継承を行う場合も活用可能です。

<雇用就農者に関する主な要件>

- ・ 研修終了後1年後までに農業法人を設立する強い意欲を有すること(基本的に雇用就農者育成タイプの各要件も満たすことが必要)

他の農業法人・異業種の法人でのOJT研修を支援

○次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣研修する経費を助成
(月最大10万円。最短3ヶ月~最長2年間)。



<主な要件>

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること 等

※1 障害者、出所者、生活困窮者

※2 休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、①労働時間管理、②人材育成及び評価の仕組みを整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を選択